

アクサス杯

第46回 阿波踊りヨットレース

帆走指示書 (2018.08.01)

1. 規則

- 1-1 セーリング競技規則 (RRS) 2017-2020 に定義された規則を適用する。
- 1-2 「IRC」クラスについては、以下も適用する。
 - 1-2-1 IRC Rule 2018 Part A,B,C (但し、以下を変更する)
艇に搭載するセールを変更することができる (21.1.5(d)の変更)。
証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない (22.4の変更)。
Part D は適用しない。
 - 1-2-2 JSAF 外洋特別規定 (JSAF-OSR) 2018-2019 附則 B インショアレース特別規定並びに OSR 国内規定を適用する。
- 1-3 本大会において適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1-3-1 [DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1-3-2 [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1-3-3 [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。この項は、RRS60.1(a)を変更している。
- 1-4 レース公示とこの帆走指示書に矛盾が生じた場合、帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部 (アクアチッタ : 万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫) に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部のポールに掲揚される
- 4-2 AP 旗が音響 2 声と共に掲載された時は (降下の時は音響 1 声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号、AP 旗を変更している。

5. 日程

《受付・出艇申告・前夜祭》

2018 年 8 月 13 日 (月)

12 : 00 ~ 16 : 00 受付・出艇申告 (アクアチッタ)

16 : 00 ~ 17 : 00 艇長会議 (アクアチッタ)

17 : 00 ~ 前夜祭 (アクアチッタ)

《レース・表彰式》

2018年8月14日(火)

7:25~8:25 受付・出艇申告(当日受付艇のみ)

8:25 予告信号

14:30 第1レース タイムリミット

15:30 タイムリミット

17:00 表彰式(アクアチッタ)

6. クラスおよびレース艇の識別

(クラス)

6-1 クラスは、A・B・Cとする。

6-2 IRCクラスは、上記クラスとのダブルエントリーとする。

([DP][NP] レース艇の識別)

6-3 艇は、クラス旗およびレース旗をバックステイにデッキ上1.5m以上の高さに取り付けなければならない。

6-4 ゼッケンを右舷前部のライフラインに取り付けなければならない。

6-5 ロゴステッカーをバウ両舷の船首から約50cm後方、デッキから約10cm下方に貼り付けなければならない。

6-6 クラス旗、レース旗、ゼッケンおよびロゴステッカーは受付時に主催団体より支給される。

7. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	クラス旗
A	桃色A
B	青色B
C	緑色C

8. コース

8-1 阿波踊りヨットレースは2つのレースで構成される。得点は2つのレースの合計とする。

8-2 レース全体は、徳島港沖をスタートし、阿南市沖・丸島の周辺に設置した「ゲート・マーク」を通過し、スタート地点に戻りフィニッシュする往復コースである(約20マイル)。

8-3 (第1レース)

徳島港沖をスタートし、阿南市沖(丸島)の周辺に設置したゲート・マークでフィニッシュする片道コースである。

8-4 (第2レース)

引き続き行われ、スタート地点と同じ地点でフィニッシュする往復コースである。

8-5 三ツ石暗礁を回避するため三ツ石マークを設置する。艇は往復とも、このマークの沖側を通過しなければならない。

8-6 また、スタート地点と三ツ石暗礁間の沿岸には、多数の障害物が存在する。特に竹竿・白色の発泡スチロールブイ・黒色の浮玉などは浮標の水面下には「のり網のワイヤー」が敷設されていることを示している。可能な限りこれらの沖側を通過すること。

8-7 [NP] 付属文書のコース図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを示すコースを含む。各位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項はRRS60.1(b)を変更している。

9. マーク

- 9-1 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形（膨張式）のブイである。
- 9-2 ゲート・マークは、阿南市沖・丸島の周辺に設置した黄色の円筒形（膨張式）のブイと、レース委員会艇である。艇はこの間を通過しなければならない。
- 9-3 三ツ石マークはオレンジ色の三角形のブイである。

10. スタート

- 10-1 レースは、RRS26 に従ってスタートする。

信号	旗	音響	スタート信号までの時間
予告	クラス旗掲揚	1 声	5 分
準備	P 旗または I 旗掲揚	1 声	4 分
1 分	準備旗降下	長音 1 声	1 分
スタート	クラス旗降下	1 声	0 分

- 10-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタート・マークのコースの側との間とする。
- 10-3 スタート信号の「30 分以降」にスタートする艇は、スタートしなかった（DNS）と記録される。この項は RRS4 を変更している。
- 10-4 [NP] スタート信号時に、艇が RRS29.1（個別リコール）に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共に X 旗を掲揚し、VHF チャンネル 72 で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたりしたとしても、救済要求の根拠にならない。この項は RRS62.1 (a) を変更している。

11. スタート後の短縮または中止

RRS32 に従う。

12. フィニッシュ

12-1（第 1 レースのフィニッシュライン）

スターボードの端にあるレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端のゲート・マークのコースの側の間とする。

12-2（第 2 レースのフィニッシュライン）

スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコースの側の間とする。

13. [DP] 一時的なエンジンの使用

RRS42.3 (h) を次の通り変更し、適用する。

- 13-1 艇は、次の条件でそのレースで著しく有利にならない場合には、エンジンまたは他の方法で推進することができる。
- 13-1-1 コース上の障害物（灯標、灯浮標、竹竿・発泡スチロールブイや浮玉など）または船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合
- 13-1-2 強風または無風、強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合
- 13-2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻および停止時刻（または稼働時間）、および使用状況（使用開始時点での概位・航走方位・航走距離等）を記録した申告を、抗議締切時刻までにレース本部に提出しなければならない。
- 13-3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課すこと

がある。

14. タイムリミット

第1レースのタイムリミットは14:30、第2レースのタイムリミットは15:30とする。当該時刻までにフィニッシュしなかった艇は、そのレースにフィニッシュしなかった(DNF)と記録される。第1レースにフィニッシュしなかった艇は、第2レースもフィニッシュしなかったと記録される。この項はRRS35およびA4を変更している。

15. ペナルティー

- 15-1 RRS第2章に関わる規則違反については、RRS44.2「2回転ペナルティー」を適用する。
- 15-2 [DP] RRS第2章以外の規則違反についてプロテスト委員会は、失格または適当と判断される値の「得点ペナルティー」または「タイムペナルティー」を課することができる。
- 15-3 [SP] リコールに関わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を適用する。「タイムペナルティー」は第1レースおよび第2レース各々に適用する。これらはRRS64を変更している。

16. 抗議

- 16-1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、レース終了後60分以内にレース本部に提出しなければならない。
- 16-2 抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示される。
- 16-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示をRRS61.1 (b) にもとづき、伝えるために掲示する。

17. 順位および時間修正システム、得点、大会の成立

《A・B・Cクラス》

- 17-1 各艇の所要時間にT.C.Fを乗じた修正時間(秒単位四捨五入)により、順位を決定する。
(修正時間=T.C.F×所要時間)
- 17-2 同一修正時間の場合は、T.C.F値の低い艇を上位とする。この項はRRSA7を変更している。

《IRCクラス》

- 17-3 各艇の所要時間に、TCCを乗じた修正時間(秒単位四捨五入)により、順位を決定する。
(修正時間=TCC×所要時間)
- 17-4 同一修正時間の場合は、TCC値の低い艇を上位とする。この項はRRSA7を変更している。

《共通》

- 17-5 成立したすべてのレースをカウントする。この項は、付則A2を変更している。各レースの得点係数は1.0とする。
- 17-6 合計得点でタイがある場合は、第2レースの得点で順位を付ける。この項は、RRSA8を変更している。
- 17-7 1レースをもって大会の成立とする。

18. [DP][NP] 安全規定

18-1 出艇申告

SI5「日程」の指示時間内に、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

18-2 帰着申告

レース終了後 60 分以内にクラス旗およびゼッケンを返却し、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

18-3 個人用浮揚用具

18-3-1 艇は、OSR 付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 および OSR 国内規定 5.01.1 に規定された個人用浮揚用具（ライフジャケット）を装備しなければならない。

18-3-2 JSAF 登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品（認証・桜マーク付き）または ISO12402-2 (Level 275), 3 (Level 150), 4 (Level 100), 5 (Level 50) いずれかの適合品でなければならない。

18-3-3 JSAF 非登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPEA か同等品（認証・桜マーク付き）の「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣」でなければならない。

18-3-4 レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。この項は第 4 章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、レース中であっても警告を発する場合がある。

18-4 携帯電話

艇は、レース海域で使用できる 2 台以上の携帯電話を携行しなければならない。

19. [DP][NP]リタイア

レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

20. [DP][NP] 無線の使用

艇は、レース中 VHF72ch での無線「送信」をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。この項は RRS41「外部の援助」に該当しないこととする。

21. 運営艇

21-1 運営艇は、OFFICIAL 旗を掲揚する。

21-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

22. 賞

各クラスおよび IRC クラスの第 1 位から第 3 位の艇に賞を授与されるほか、遠来賞等を準備している。

23. 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。RRS4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後（回航中、事前事後の係留期間を含む）、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害、もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

24. レース本部・緊急連絡先

アクアチッタ（万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫）

TEL 090-3187-2280 岡田 祥久（阿波踊りヨットレース実行委員会 会長）

TEL 090-4337-6106 田邊 礼一郎（阿波踊りヨットレース実行委員会 レース委員長）

